◎新潟県告示第1399号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年11月30日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　路　線　名　　県道　　岩野塚山線

２　供用開始の区間

小千谷市片貝町字菅之谷10520番２から同市片貝町字七曲10568番１まで

３　供用開始の期日　　平成24年11月30日